

# 中丹元気づくりコーナー設置規程

## （目的）

第1条 NPO、地域団体等（以下「団体等」という。）の活動に関する様々な情報を発信することにより、団体等の活動を支援するとともに、中丹地域の元気づくりにつなげることを目的として、京都市中丹パートナーシップセンター（以下「センター」という。）は、中丹元気づくりコーナー（以下「コーナー」という。）を設置する。

## （設置施設）

第2条 コーナーは、次に掲げる施設に置き、センター運営責任者（中丹広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課）が管理する。

- （1）福知山総合庁舎：福知山市篠尾新町1丁目91
- （2）舞鶴総合庁舎：舞鶴市字浜2020
- （3）綾部総合庁舎：綾部市川糸町丁畠10-2

## （利用）

第3条 コーナーは、原則として、センターの登録会員である団体等に限り利用できるものとする。

2 コーナーの利用は、団体等が行う活動に関する印刷物等の展示・掲出及び配布のための配架等の情報発信に係るものとする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利用できないものとする。

- （1）営利を目的とする場合
- （2）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化教育することを目的とする場合
- （3）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする場合
- （4）その他コーナーの設置目的に沿わないと認められる場合

## （申込等）

第4条 コーナーの利用を希望する団体等は、あらかじめセンターに対して、利用目的・内容・期間を示し、申し込むものとする。

2 利用期間は、原則として、1団体1回当たり1月以内とする。なお、団体等が希望し、センターが支障ないと認める場合は、延長することができるものとする。

3 コーナーにおける展示物等の損傷等について、センターは、一切の責任を負わない。

4 利用料は無料とする。

## （利用承認）

第5条 センター運営責任者は、第3条の規定により利用を承認することとする。

## （その他）

第6条 この規程に定めのない事項については、センターが別に定める。

## 附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 「中丹元気づくりコーナー利用規程」（平成21年12月21日）は廃止する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。